

つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成28年9月26日(月)午後1時30分から午後2時08分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員(8人)

会 長	6番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	谷 口 眞 一
委 員	2番	菊 地 典 夫
委 員	3番	豊 島 利 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	7番	羽 田 茂
委 員	8番	宮 田 一日出

農地利用最適化推進委員(1人)

推進委員 中 村 実

農業委員会事務局職員(3人)

局 長	中 村 滋 成
局長補佐	石 神 正 夫
主 査	中 山 幹 夫

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ③農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（中村事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成28年9月の定例総会を開催いたします。それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 齊藤会長

それでは、皆様にご挨拶申し上げます。

本日もお忙しい中、総会に出席していただき誠にありがとうございます。

今年は度重なる台風が押し寄せてきまして、東北地方及び北海道に甚大な被害が起きました。特に台風16号では四国・九州地方ともに大きな被害があり、亡くなられた方や、家の浸水倒壊なども発生しているとのこと。農地農作物に対しても甚大な被害があり被災された方に対し、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

幸いにしてつくばみらい市については大きな被害がなく安堵しているところです。しかし一方で相変わらずの天候不順が続き稲刈りが遅れがちになっております。農業委員の中にも稲刈りが終わっていない人もいると聞いておりますが、今後天候が回復して一日も早く刈り入れが終わることを祈っております。

それと太陽光発電施設の設置であります。茨城県においても太陽光発電施設設置に伴う農地転用がかなり増えているとのこと。現在の茨城県の太陽光発電施設の導入量は約156万kw/hで全国第1位になっておるそうです。また一方で県内でも、景観とか生活環境の問題、土砂の流出等、安全に対する不安等から住民と事業者との間でトラブルも発生している状況とのこと。こういったことから今般、茨城県においては「太陽光発電施設を適正に設置・管理するためのガイドライン」を策定し10月1日から施行されるとのこと。総会終了後、事務局からガイドラインの説明をしてもらうこととなりますので是非皆さんも参考にしてもらえればと思います。

当市のガイドラインの窓口は生活環境課になります。我々農業委員会は、これまで同様

農地法に沿った審議となりますのでよろしくお願いします。

今日の案件も多々ありますけれども、皆さんの精力的な審議をお願いいたしまして大変簡単ではありますがご挨拶いたします。

よろしくお願いいたします。

1. 事務局（中村事務局長）

本日の出席委員は、農業委員8名中8名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、本日は農地利用最適化推進委員1名が出席しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齋藤会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

1. 議長（齋藤会長）

それでは暫時議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名委員の選任ですが、私議長の方から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしとのことでありますので、早速指名させていただきます。

7番羽田委員、8番宮田委員を議事録署名委員に選任いたします。

よろしくお願いいたします。

書記については事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせて頂きます。

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は7件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は通路敷地（道路拡幅）のための売買となっております。申請地は■■■■番■■及び■■■■番■■，地目は登記現況とも畑，地積は16㎡と44㎡で合計60㎡でございます。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから1種農地と判断いたします。申請者が営む施設への進入道路の拡幅のための申請であり、業務上必要な施設であることから許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、申請理由は自己住宅建築のための贈与、申請地は■■■■番■■■■，地目は登記現況とも畑、地積は492㎡でございます。

申請地の農地区分は、水道、下水道が埋設された沿道の区域であり、おおむね500m以内に2以上の教育施設があることから3種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており、自己住宅建築のための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、申請理由は太陽光発電設備設置のための売買となっております。申請地は■■■■番及び■■■■番、■■■■番■■■■，地目は登記現況とも畑、地積は601㎡、476㎡、113㎡で合計1,190㎡でございます。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であることから2種農地と判断いたします。2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設であり、許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号4番、申請理由は太陽光発電設備設置のための売買となっております。申請地は■■■■番■■■■，地目は登記現況とも田、地積は1,269㎡でございます。

申請地の農地区分は、つくばエクスプレスみどりの駅までおおむね500m以内の区域に位置することから2種農地と判断いたします。2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設であり、許可要件を満たしていると考えます。

続きまして2ページをご覧ください。受付番号5番、申請理由は資材置場のための賃貸借、申請地は■■■■番■■■■及び■■■■番■■■■，地目は登記現況とも畑、地積は1,715㎡と40㎡で合計1,755㎡でございます。

申請地の農地区分は、土地改良事業等が施行されておりますが、農地規模が10ha未満の区域であり、住宅等が連たんしていることから2種農地と判断いたします。事業拡大のための申請であり、事業経歴書等により、資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号6番、申請理由は自己住宅建築のための贈与、申請地は■■■■番■■■■及び■■■■番■■■■，地目は登記現況とも畑、地積は123㎡と375㎡で合計498㎡でございます。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから1種農地と判断いたします。事業計画に関する書面による候補地の検討、関係法令との調整も行っており、自己住宅建築のための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号7番、申請理由は駐車場のための売買となっております。申請地は■■■■番■■■■及び■■■■番■■■■，■■■■番■■■■，■■■■番■■■■，地目は登記現況とも畑、地積は540㎡、117㎡、449㎡、554㎡の合計1,660㎡ござい

ます。

申請地の農地区分は、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であることから2種農地と判断いたします。事業計画に関する書面による候補地の検討、事業経歴書等により、運送業のための駐車場としての許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

1. 議長（齊藤会長）

続きまして、現地調査を行っていますので、1番谷口委員報告願います。

1. 谷口委員

それでは、報告いたします。

9月20日に現地調査を行いました。

調査メンバーは齋藤会長、中山職務代理者、菊地委員、私谷口と事務局からは中村局長、中山さんと計6名で現地調査を行いました。

受付番号1番、地図は3ページを見て頂きたいと思います。現地の道路幅が狭く、乗用車1台がやっと通れる道路で、大変不便をきたしているということです。この道路を拡張したいとのことです。別段問題はないと思われます。

受付番号2番、地図は4ページになります。谷和原庁舎の北側にあたるところで申請地東側が実家で道路を挟んだ申請地に分家を出すとの事です。申請地は農用地区域であります。農振除外の見込みが出ているとのことです。別段問題はないと思われます。

受付番号3番、太陽光発電設備となります。5ページを参照していただきたいと思います。先月の総会で今回の申請地の隣接地が太陽光発電設備として転用申請が出ております。別段問題ないと思われます。

受付番号4番、こちらも太陽光発電設備です。こちらは6月の総会で今回の申請地の南側の隣接地が太陽光発電設備として転用申請が出ております。申請地は窪地になっており一段低くなっております。こちらも別段問題はないと思われます。

受付番号5番、資材置場です。7ページをご覧ください。地元公民館に隣接する農地です。申請地北側道路は幅員が狭く進入路に適さないと思いますが、申請地西側に接続する道路はトラクターも通れるくらいの幅員もありこちらから進入するとのことです。こちらも別段問題はないと思われます。

受付番号6番、自己用住宅であります。8ページをご覧ください。申請地東側が新設の都市計画道路に隣接しており、出入口はこらからになります。親子間の贈与となります。別段問題ないと思われます。

受付番号7番，駐車場です。9ページをご覧ください。申請地は■■■■地先にあり，県道の東側にある農地です。細くなっている形状の西側部分が出入り口で使用となります。申請地は駐車場として必要な敷地としてやむをえないと思われま

す。

1. 議 長（齊藤会長）

報告が終了しました。それでは議案第1号について質疑に入ります。

受付番号順に審議を進めていきます。

議案第1号受付番号1番について，意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて受付番号2番について，意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて受付番号3番について，意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて受付番号4番について，意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて受付番号5番について，意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手あり）

羽田委員

1. 羽田委員

受付番号5番の■■■■は土木業ですか，どういう建設会社なのですか。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局説明願います。

1. 事務局（中山主査）

土木建築工事業，水道工事業等の業種になります。

1. 議長（齊藤会長）

羽田委員，よろしいですか。

1. 羽田委員

わかりました。

1. 議長（齊藤会長）

他に質問がありますか。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

続いて受付番号6番について，意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

続いて受付番号7番について，意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手あり）

1. 議長（齊藤会長）

豊島委員

1. 豊島委員

受付番号7番の会社はどこにあるのですか。

1. 議長（齊藤会長）

事務局説明願います。

1. 事務局（中山主査）

所在地は愛媛県となります。今回の申請地に隣接する運送会社の下請として，関東方面に商品を持ち込んだ帰りに，アサヒビールの商品を持ち帰るため，車両を待機しておくための駐車場としての利用になります。

1. 豊島委員

この会社は、運送業ですか。

1. 事務局（中山主査）

はい、そうです。

1. 議長（齊藤会長）

その他、意見質問がありますか。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

それでは、質問がないようなので議案第1号について7件一括して採決に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により議案第1号は、許可相当として意見進達することに決定いたします。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

今月の農地法第4条の規定による転用許可申請は1件となっております。

10ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は太陽光発電設備設置となっております。申請地は[REDACTED]番、地目は登記現況とも畑、地積は410㎡でございます。申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから1種農地と判断いたします。隣接する宅地862㎡と一体として事業を行い、農地面積が全体面積の3分の1を越えないことから、許可要件を満たしていると考えます。

1. 議 長（齊藤会長）

現地調査をおこなっていますので、2番菊地委員報告願います。

1. 菊地委員

9月20日に現地調査を行ってきました。地図は11ページです。現地は小学校体育館を背にした畑であり、申請地の隣接地には古い家屋がありました。今回はそれを解体しての一体利用とのことで近隣には住宅がありますが、現時点では問題ないと思われま

す。

1. 議 長（齊藤会長）

報告が終了しました。それでは議案第2号について質疑に入ります。

議案第2号について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、質問がないようなので議案第2号について採決に入ります。議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により議案第2号は、許可相当として意見進達することに決定いたします。

1. 議 長（齊藤会長）

議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は1件となっております。

12ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■番■■及び■■■■番■■、■■■■番■■、■■■■番■■、■■■■番■■、地目は登記現況とも田、地籍は111㎡、18㎡、4、621㎡、760㎡の計5、510㎡でございます。親子での贈与となっております。

法第3条第2項については別紙調査書のとおりとなります。譲受人は申請地で水稻の栽培を行う計画であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

現地調査をおこなっていますので、2番菊地委員報告願います。

1. 菊地委員

同じく、9月20に現地確認してきました。

地図が13ページです。親から息子への生前贈与とのこと。現地を確認した結果、現在も耕作中でありまして、譲受人の息子も農業に従事しているとのこと。別段問題ないと思われまます。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。それでは、審議を進めます。議案第3号について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決に入ります。

議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

議案第3号については、全員賛成により、許可することに決定いたします。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。14ページをご覧ください。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を総括表によりご説明いたします。

新規で、田が5筆15,339㎡となります。更新は田が3筆13,848㎡となります。合計で田が8筆29,187㎡となります。詳細は15ページとなります。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

こちらを一括して審議を進めていきます。説明が終了いたしました。意見、質問のある委員の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないので採決いたします。議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」に承認する方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第4号は原案のとおり承認いたします。資料の（案）を削除願います。

1. 議長（齊藤会長）

続きまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を総括表によりご説明いたします。16ページとなります。

新規で、田が53筆100,598㎡、畑が20筆25,625㎡となります。更新はありません。合計で田、73筆126,223㎡となります。平成28年10月1日の利用権開始となります。詳細は17ページから20ページとなります。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終了いたしました。こちらを一括して審議を進めていきます。意見、質問のある委員の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないので採決いたします。議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」に承認する方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第5号は原案のとおり承認いたします。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」、こちらについても総括表によりご説明いたします。

新規で田が53筆100,598㎡、畑が20筆25,625㎡、合計73筆で126,223㎡となります。地権者が12名、配分を受ける者は10名となります。詳細については、22ページから25ページとなります。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは審議いたします。本件について、意見、質問のある委員の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないので採決いたします。議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」に承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第6号は原案のとおり承認いたします。

1. 議 長（齊藤会長）

議案は以上です。

これより報告事項となります。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中村局長）

報告事項①「農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。26ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は[REDACTED]番地[REDACTED]，申請理由は住宅兼診療所，地目は登記現況とも畑，面積は合計499㎡となります。

報告事項②「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。27ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は[REDACTED]番地[REDACTED]，申請理由は自己住宅，地目は登記宅地現況畑，面積は217.32㎡となります。

報告事項③「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。今回の合意解約は10件となります。これらの解約の多くが中間管理事業への移行に伴う解約となっております。詳細は28ページから30ページをご参照ください。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）


以上を持ちまして議案審議はすべて終了しました。


9月定例総会を閉会いたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名捺印する。

平成28年9月26日

つくばみらい市農業委員会

議長 齋藤 常夫 

議事録署名委員 羽田 茂 

議事録署名委員 宮田 一白 